



令和8年度 旧滝野庁舎周辺樹木剪定業務委託

金抜設計書

業務番号 2026066700

---

業務名 令和8年度 旧滝野庁舎周辺樹木剪定業務委託

---

履行場所 加東市下滝野1269番地ほか（旧滝野庁舎周辺）

---

---

兵庫県 加東市



# 総括情報表

単価適用年月日	00-08.05.01(0)		
	今 回		前 回
工種区分 (公共) 施工地域区分 前払区分 契約保証費用 週休2日補正	09 公園 26 補正無し 02 補正なし 1.00 01 計上する 05 対象外		

# 工事費内訳書

頁0-0002/0018

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
	緑地育成						
	樹木整姿工						
	高中木整姿工						
	基本剪定						
	剪定（中木）						
		150		m <sup>2</sup>			施工 第0 -0001号内訳表
	剪定（高木） 幹周30cm以上60cm未満						
		41		本			施工 第0 -0003号内訳表
	剪定（高木） 幹周60cm以上90cm未満						
		37		本			施工 第0 -0004号内訳表
	剪定（高木） 幹周90cm以上120cm未満						
		19		本			施工 第0 -0005号内訳表

# 工事費内訳書

頁0-0003/0018

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
剪定（高木） 幹周120cm以上150cm未満	6		本			施工 第0 -0006号内訳表
剪定（高木） 幹周150cm以上	14		本			施工 第0 -0007号内訳表
処分費 [ ; 投棄量1.2t ]	1		式			施工 第0 -0008号内訳表
中木刈込工						
手刈						
剪定（低木）	2,400		m <sup>2</sup>			施工 第0 -0009号内訳表
特殊樹木植栽工						
防除						
防除（奇植） 低木（株物）	1,200		m <sup>2</sup>			施工 第0 -0010号内訳表

# 工事費内訳書

頁0-0004/0018

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
防除（奇植） 中木	150		m2			施工 第0 -0011号内訳表
防除（高木） 幹周60cm以上	117		本			施工 第0 -0012号内訳表
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率分			式			
純工事費計						
現場管理費			式			
工事原価計						
一般管理費等			式			



# 施工単価表

施工 第0 -0001号内訳表

頁0-0006/0018

剪定 (中木)

[規格1] 名称・規格	[規格2] 数量	単位	[摘要] 単価	金額	備考
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
運搬費	1.76	台			施工 第0-0002号内訳表
合計	100	m <sup>2</sup>			
単位当り	1	m <sup>2</sup>			

100 m<sup>2</sup> 当り















# 施工単価表

施工 第0 -0009号内訳表

頁0-0014/0018

剪定（低木）

[規格1] 名称・規格	[規格2] 数量	単位	単価	金額	備考
造園工		人			
普通作業員		人			
運搬費	0.27	台			施工 第0-0002号内訳表
合計	100	m <sup>2</sup>			
単位当り	1	m <sup>2</sup>			

100 m<sup>2</sup> 当り













# 令和8年度旧滝野庁舎周辺樹木剪定業務委託仕様書

## 1 業務内容

この仕様書は旧滝野庁舎周辺の樹木等の剪定業務に関する仕様を定め、業務を合理的かつ効率的に実施し、良好な環境維持を図ることを目的とする。

## 2 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

## 3 履行場所及び履行回数

履行場所：兵庫県加東市下滝野 1269 番地ほか（旧滝野庁舎周辺）

履行回数：（A）年2回実施

（B）年1回実施

※別紙「令和8年度旧滝野庁舎周辺樹木剪定業務委託履行場所及び履行回数」のとおり

## 4 樹木剪定工

- (1) 樹木の剪定時期は樹木の生育状況等に十分配慮し、剪定による悪影響を生ずることがない時期に行うこと（年2回実施分については、1回目は7月17日まで、2回目は10月下旬の実施を予定している）。
- (2) 樹木の剪定、整枝は、樹種本来の形（円柱状、逆円錐状、卵状、球状、広卵状等）を維持すること。
- (3) 樹冠の成長の均一を図るため、頂上枝葉は少なく、下方枝葉は多く残すこと。
- (4) 樹冠形成上、不必要な枝（徒長枝、弱枝、ふところ枝、からみ枝等）、枯枝、胴吹き枝を除去し、次に樹木の上部から下部に向けて剪定を行うこと。
- (5) 枝のこぶは出来る限り除去すること。
- (6) 軽剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るようにして、樹形保持と樹勢の均衡を図るように行い、過度の剪定にならないように努めること。
- (7) 骨格剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次期繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるように剪定すること。
- (8) 生け垣類の剪定は、根本周りの芝生、除草の除去及び枯れ死した枝等の除去も行うこと。

## 5 薬剤散布工

- (1) 薬剤は、殺虫剤「トレボン乳剤」を使用するものとし、施設使用者の健康維持に留意するものとし、使用済みの空き瓶、空き袋等は事故が発生しないよう処理すること。
- (2) 薬剤の散布時には立て看板の表示等により、散布区域内に人が入らないよう、最大限配慮すること。
- (3) 対象物に薬剤が十分にまんべんなく散布され、散布漏れが無いよう入念に作業すること。

また、散布し過ぎによる薬害が発生しないように注意すること。

(4) 不均一な散布により散布効果がない箇所については、補正散布を実施するものとする。

(5) 受注者は薬剤を散布した年月日、場所、対象植物、使用した薬剤の名称、使用量を記載した薬剤使用記録簿を発注者に提出すること。

## 6 清掃工

(1) 剪定により生じた枝葉等や作業範囲内の落ち葉、作業により発生したゴミ等は速やかに寄せ集め、運搬、処分を受注者の責任と負担において一般廃棄物として適正に処分すること。

(2) 処分先は、小野クリーンセンターを設計としている。

## 7 共通事項

(1) 業務は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 契約締結後、作業実施場所、作業回数、作業内容について、現地で発注者と事前協議を行うこと。

(3) 旧滝野庁舎前及び庁舎裏側駐車場内は特に美観に努めることとし、発注者が樹木の生育状況から、旧滝野庁舎前及び庁舎裏側駐車場の剪定を優先すると判断した場合は、業務内容の変更に応じるものとする。業務内容を変更した場合は、発注者受注者協議の上、契約内容を変更するものとする。

(4) 敷地内には、看板、バルブ、埋設杭などがあるため、注意して施工すること。

(5) 手刈、機械刈にあたっては、小石等が飛散しないように十分注意し、必要に応じて飛散防止措置を施すこと。

(6) 施設利用者等の通行の妨げにならないよう注意するとともに、事故等が起きないように、十分配慮して作業を行うこと。

(7) 赤煉瓦の上は割れやすいため、原則として、車輛や重機の乗り入れは禁止とする。ただし、やむを得ず乗り入れる必要がある場合には、発注者と事前に協議すること。

(8) 旧滝野庁舎周辺には多くの施設があるため、極力行事や会議等のない日に作業を実施することとし、実施日については、発注者と事前に協議すること。

## 8 提出書類

① 工程表

② 業務実施計画書

③ 作業日報

④ 薬剤使用記録簿

⑤ 作業写真（作業前、作業中、作業後）

